

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン①

1. 自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第八十九条の三に位置付けられています。つまり、自立支援協議会は、障害者総合支援法の理念を果たすための手段のひとつとして位置付けられています。

「障害者総合支援法」第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関わる課題について情報を共有し、**関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。**

また、障害者総合支援法の理念を果たすために、市町村は「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」といいます。）」を定めています。市町村障害福祉計画を定めるにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

「障害者総合支援法」第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」とは

横須賀市では自立支援協議会を「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」という名称で開催しています。名称については、柔らかい表現とするため、ひらがなを使い、障害と地域での生活が連想しやすく、法改正による影響のないシンプルな表現として、「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」としました。(以下、協議会といいます。)

協議会の設置から時が経った今、改めて目的や機能について整理をしたいと思います。

なお、これ以降の文章では、障害者総合支援法が示す一般的な協議会のあり方については「自立支援協議会」、横須賀市として検討し実践をしていく具体的な協議会のあり方については「協議会」と表記します。

(1) 基本理念

障害者総合支援法 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(2) 目的

横須賀市にお住いのだれもが夢と希望をもつことのできるくらしを実現するために、ありとあらゆる人々が集まり、考え、実践していく場とします。特に障害のある人、その家族、その人たちを支援する支援者、そして地域社会の視点から横須賀市でのくらしの夢と希望を実現していくことを目指します。

(3) 会議体としての独自性

障害者総合支援法に基づき、市の要綱により設置されている協議会は、前項にもあるように「保健・医療・福祉・教育・就労等」の他分野・多職種の関係者が集まり、横須賀市の課題について共有し、自らの課題として受け止め、解決に向かうために多様な支援を一体的かつ継続的に行うことが求められます。

協議会は、実際にくらしにくいと感じている障害のある方を思い浮かべながら、施策立案を含め、様々な手段で支援体制について横須賀市（行政）と民間関係者が協働しながら課題解決に臨みます。

また、協議会の大きな役割の一つとして、「横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画を含む）」の策定にあたっては、単に「数値目標」の評価ではなく、計画の啓発活動・提供体制の確保・進捗状況のモニタリング等、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

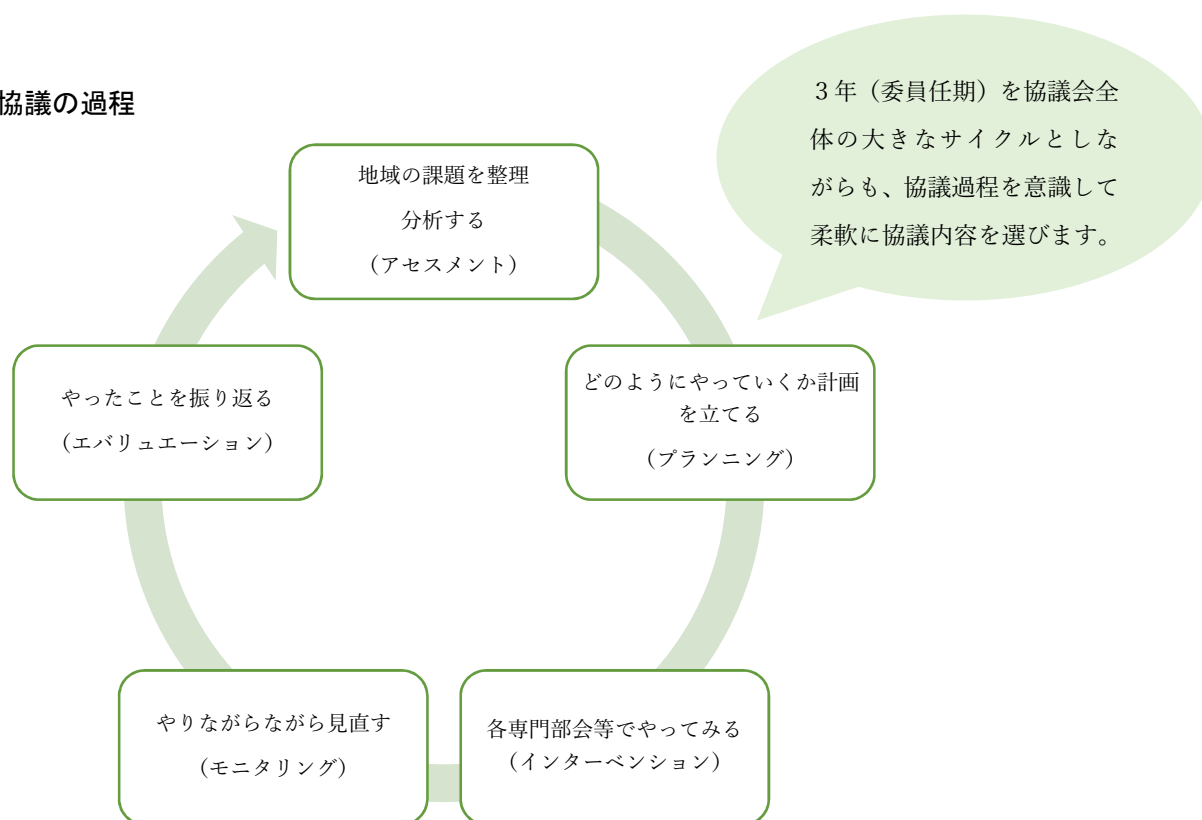
「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」の行動指針

(1) 専門性を発揮する

協議会の理念・目的達成のためには、課題抽出だけでなく、現状を改善する「横須賀市の障害福祉の中核的な役割を果たす協議の場」であることが求められます。現状を改善するための協議を行うために、皆さんが日々行っている「実践」を、目の前の個人だけではなく、地域の社会資源に対しても実践していきます。

支援に活用されるありとあらゆるもの（制度・連携・情報・集団・個人の有する知識や技術等）が社会資源です。協議会の目指す理念・目的を果たしていくには、様々な社会資源への働きかけが必要不可欠です。障害福祉サービスや制度に基づくフォーマルな支援と、セルフヘルプグループやボランティア、地域の人などを含むインフォーマルな支援の両輪で検討をしていきます。

(2) 協議の過程

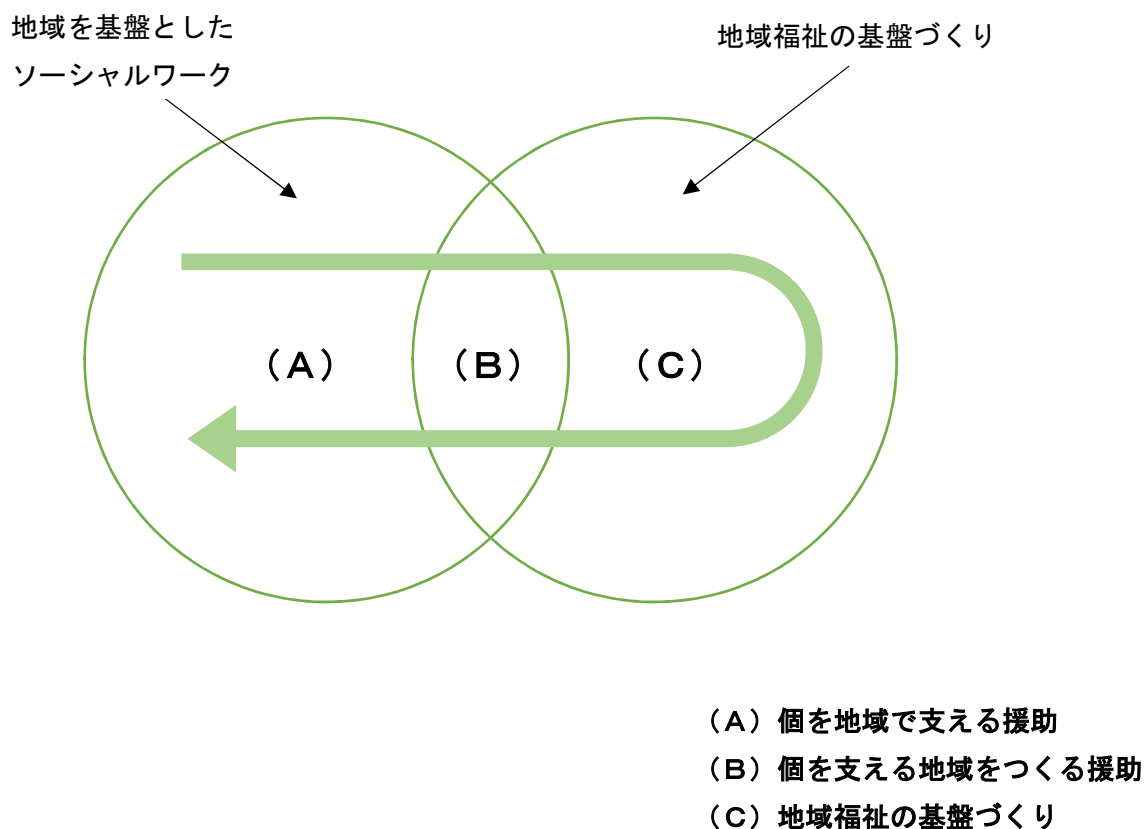


協議会を地域に対する社会福祉実践（ソーシャルワーク）の場として捉えると、協議の過程は上記のとおりです。活発な協議のためには、課題の抽出・整理・分析（アセスメント）が何より重要です。協議の際には必ず各自が、「なぜ課題になっているのだろう」と考えながら参加します。

課題を整理（アセスメント）して、何かをやってみても（プランニング・インターベンション）解決困難な課題が出てくるとも思います。なぜうまくいかないのか見直す（モニタリング）、振り返る（エバリュエーション）ことも協議の過程として重要ですが、目先の問題解決だけを求めず、地域のネットワークの一体感を大切にします。すぐに解決出来なくてもこの過程を繰り返す中で、気づかないうちに前進していることがあるはずです。協議会のネットワークを活用し、それぞれが日々の業務の協力者を増やします。

4. 協議会が行うこと

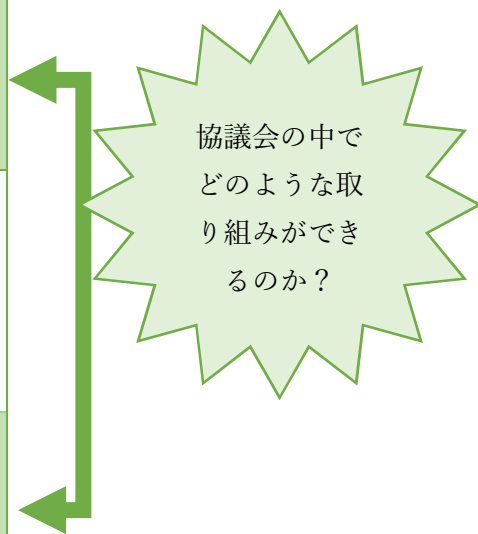
協議会では、障害のある人の個別支援を大切にしながら、そこから見えてくる地域課題とその解決のための体制、地域づくりについて検討します。そして、障害のある人が、夢と希望をもつことのできるくらしを実現していくためには、身近な地域で必要な支援を受けることができること（地域を基盤としたソーシャルワーク）と、相互に支えあうことができる地域（地域福祉の基盤づくり）を作っていきます。



(岩間伸之, 原田正樹, 「地域福祉援助をつかむ」 2012, 有斐閣)

障害者総合支援法では、自立支援協議会が行うことについては、関係機関等の**連携の緊密化**と**支援体制の整備**と示しています。そうした視点から、(A) 個を地域で支える援助、(B) 個を支える地域をつくる援助 (C) 地域福祉の基盤づくりといったカテゴリー毎に目標等、整理をしました。

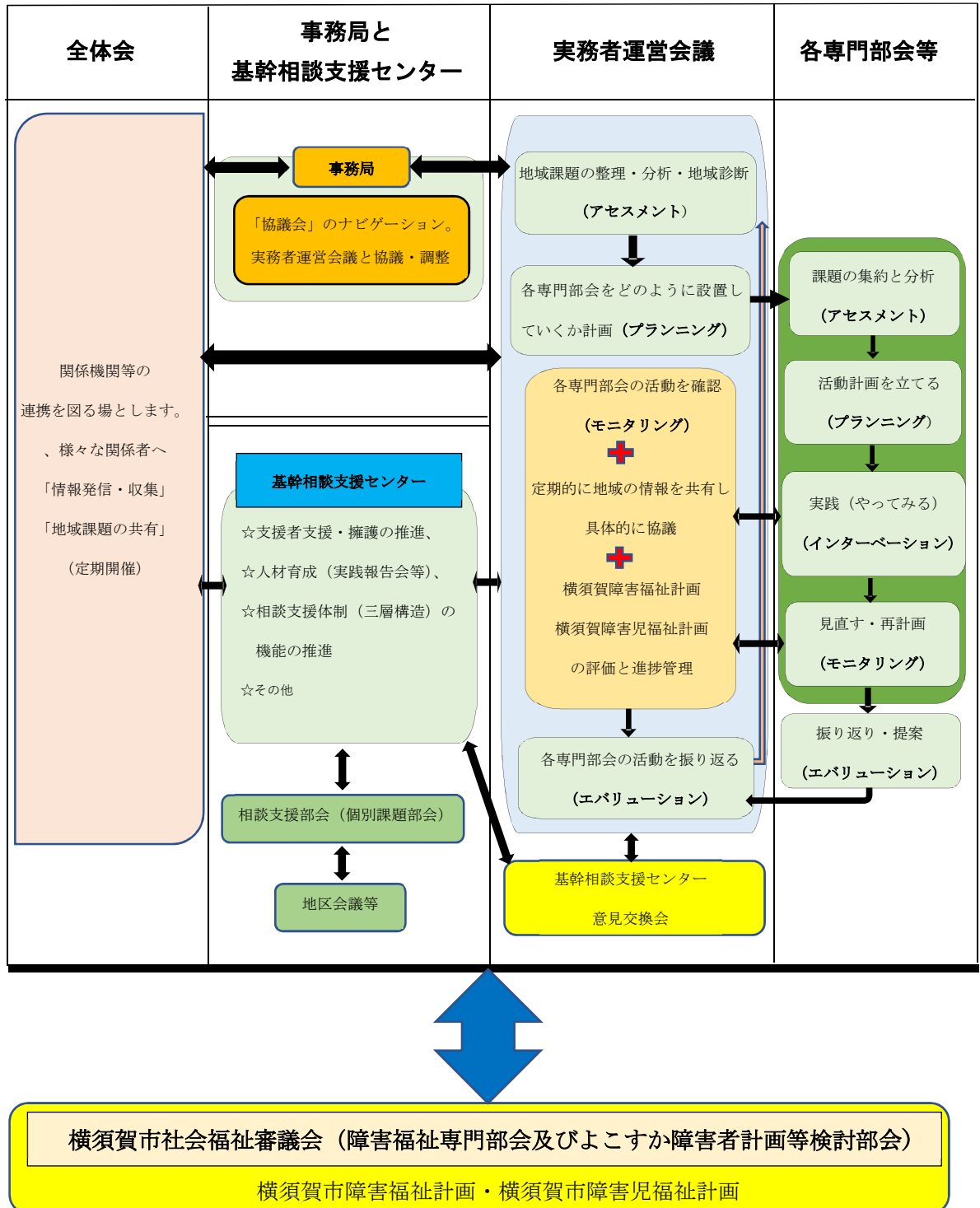
		連携の緊密化	支援体制の整備
援助 (A) 個を地域で支える	目標	障害のある人を支援する関係者で情報共有をし、個別課題を明確にする。	個人をエンパワメントする。
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 ・ 地域会議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 ・ サービス等利用計画 ・ 個別支援計画
援助 (B) 個を支える地域をつくる	目標	ケースを通じたやりとり以外でも、顔の見える関係を作っていく。個別課題を積み上げ、地域課題として展開する。	個人を支えるネットワークをエンパワメントする。(支援者支援)
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域会議等 ・ 相談支援部会 ・ 基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践報告会 ・ 専門的コンサルテーション事業
(C) 地域福祉の基盤づくり	目標	共通する地域課題について、分野を超えて取り組み、障害福祉分野を超えた協力者を増やしていく。	地域・地域資源をエンパワメントする。
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務者運営会議 ・ 基幹相談支援センター ・ 全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会等



協議会は、特に (B) 個を支える地域をつくる援助と (C) 地域福祉の基盤づくりに対して活動していくことが求められます。それぞれの目標を達成していくために、どのような協議の場を設定していくのか、横須賀市の現状を皆で共有しながらえていきます。

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン②

1. 地域福祉の基盤を作っていくための協議会



“アセスメント⇒プランニング⇒インターベンション⇒モニタリング⇒エバリュエーション” といった一連の協議の過程を協議会全体が意識し、話し合った中身を積み重ねていく仕組みを作りましょう。

(3) 事務局

事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。

※基幹相談支援センターについては、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）、及び横須賀市内の相談支援体制の構築に取り組みます。

なお、外部委員等による「基幹相談支援センター意見検討会」を定期的実施し、基幹相談支援センターの運営について外部委員からの提案・要望含め、積極的に意見を交わし、実践に移していくための調整を図ります。

(4) 専門部会等

様々な人が困難さを感じている事柄について、なぜ困難さを感じているのか分析し、「地域課題の集約」「資源の開発や改善についての提案等」を行います。また、必要に応じ各課題に対する調査（研究）・研修等の企画運営を行います。

相談支援部会には、委託相談支援センターを中心とした「地域会議等」の場を設け、個別課題の抽出や地域課題の検討を行います。

3. 令和3年度の協議会体制

(1) 全体会

来年度以降の協議会体制について、実務者運営会議における検討状況を報告し、意見を集約していきます。

(2) 実務者運営会議

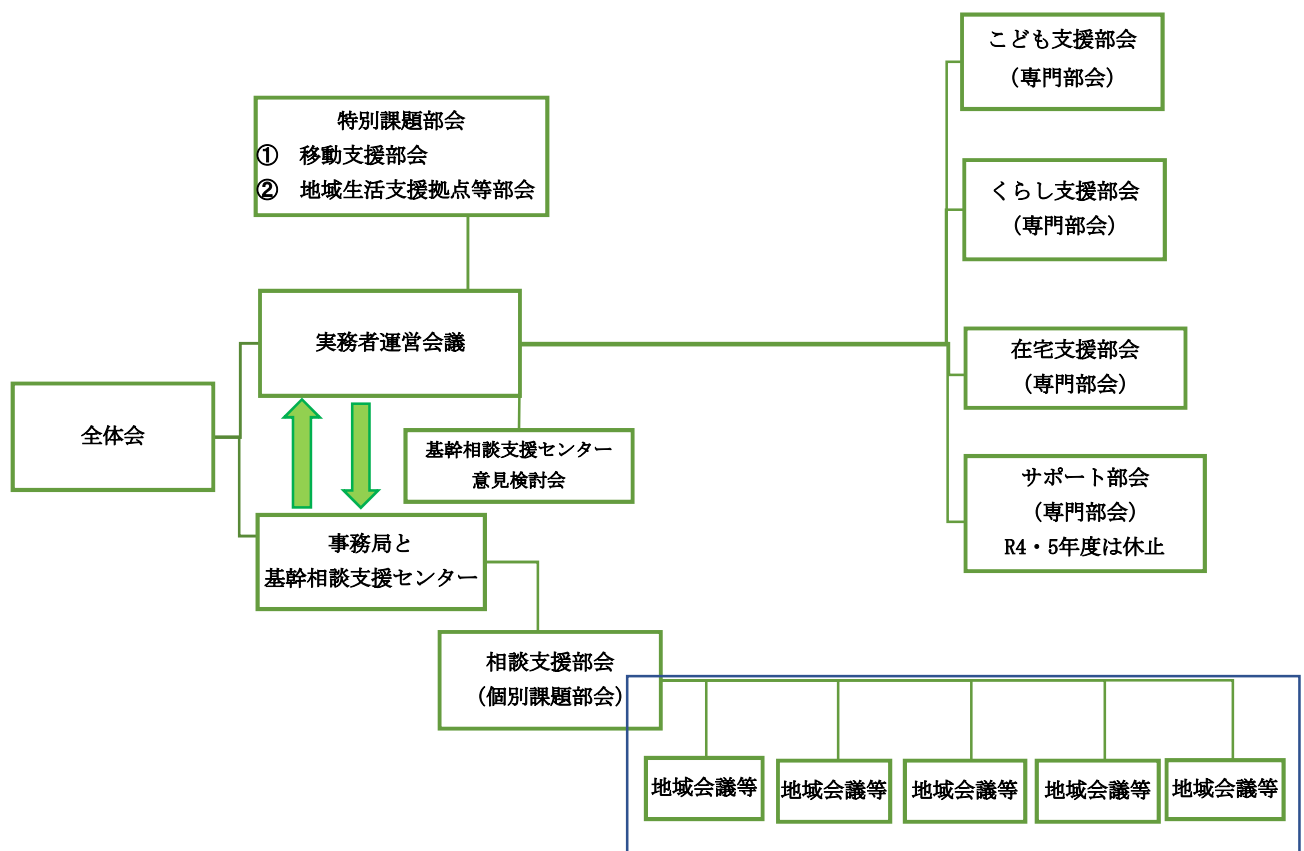
来年度以降の協議会体制を検討するにあたって、各分科会から抽出される課題だけでなく、現状実務者運営会議の委員が感じている課題を挙げて、分科会の設置について検討していきます。

また、各分科会の目的や協議内容等、具体的に示すことができるように整理を行います。

(3) 各分科会

令和3年度はこれまでの活動を評価し、今後も継続して協議したい内容を整理していきます。

4. 令和4年度以降の協議会体制



横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議及び専門部会によって組織する。

2 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の内容について取り組む。

(1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。

(2) 関係機関のネットワーク構築に関すること。

(3) 社会資源の情報収集・提供体制に関すること。

(4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。

(5) よこすか障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）への意見に関すること。

(6) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(全体会)

第3条 全体会は、委員50人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち市長が指名又は依頼した者をもって組織する。

3 全体会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 全体会は、実務者運営会議及び専門部会において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、第2条第2項の内容について協議する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の年間活動方針に関すること。

(2) 協議会の組織に関すること。

(実務者運営会議)

第7条 実務者運営会議の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、会長が指名するものをもって組織する。

第8条 実務者運営会議に座長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、座長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

第9条 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、第2条第2項の内容について協議し、その結果を全体会に報告する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。

(2) 専門部会で協議する課題の設定に関すること。

2 基幹相談支援センターのあり方について検討するため、「基幹相談支援センター意見検討会」を置く。

3 特定の事項について集中的に協議を行うため、必要に応じて、「特別課題部会」を置く。

4 基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会の協議の結果については、実務者運営会議及び全体会に報告する。

(特別課題部会)

第10条 特別課題部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。

第11条 特別課題部会に部会長を置き、特別課題部会の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、特別課題部会の委員の任期、部会長の職務及び特別課題部会の会議について準用する。

3 特別課題部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(専門部会)

第12条 専門部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。

第13条 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、専門部会の委員の任期、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

3 専門部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議（基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会を含む）及び専門部会の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、民生局福祉こども部地域福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「横須賀市障害とくらしの支援協議会運営ガイドライン」に記載し、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		全体会			
課題		<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）に意見を出します。 横須賀市における障害者（児）を取り巻く様々な課題等について情報交換と情報共有が必要 横須賀市内の地域課題について解決に向けた協議が必要 			
方針		関係機関等（保健・医療・福祉・教育・就労等の他分野、多職種の関係者）の連携を図る場とします。専門部会等で協議されたことを障害福祉分野はもちろん、様々な関係者へ「情報発信・収集」「地域課題の共有」をしていくことが求められます。			
計画 ※ 具体は担当で検討		時期	達成目標（案）		
			第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
			1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> 多職種、他関係機関を交えたのネットワークづくり 課題の共有化 障害福祉計画モニタリング エバリュエーション共有化 他 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉計画の評価と意見表出 現状を知り、更に課題の共有化を進める。 各協議内容の協議。 協議内容から出されている内容の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 新体制の構築 現状を知り、更に課題の共有化を進める。 各協議内容の協議。 協議内容から出されている内容の確認。 	
プランニング					
インターベンション	4月				
モニタリング	10月				
エバリュエーション	2月				
取り組み内容 ※ 具体は担当で検討	3月	協議会の活動報告を行い、障害福祉分野に関する課題等を様々な人に知ってもらう。 また、全体会に参加する多職種、他関係機関が把握している障害福祉に関する話題を共有していく。	同左	同左	

2022～2023/事業計画（実務者運営会議）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		実務者運営会議			
課題		<ul style="list-style-type: none"> 各専門部会等の進捗を定期的にアセスメントします。 地域診断と地域課題の抽出と評価検討。 特別部会の内容協議。 			
方針		各専門部会等で挙げられている「地域課題の整理と進捗管理」「地域診断」「障害福祉計画の評価」「地域資源の開発等」についてアセスメントを行い、具体的に協議を行います。			
計画 ※ 具体は担当で検討		時期	達成目標（案）		
			第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
			1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	・各部会の進捗管理 ・新たに抽出された地域課題のアセスメントを行う。 ・障害福祉計画モニタリング	・障害福祉計画の評価と意見表出内容の整理 ・各部会の進捗管理。 ・新たに抽出された地域課題のアセスメントを行うとともに、来年度以降の協議会体制の検討。	・各部会の進捗管理 ・新たに抽出された地域課題のアセスメントを行う。 ・障害福祉計画モニタリング	
プランニング					
インターベンション	4月				
モニタリング	10月				
エバリュエーション	2月				
取り組み内容 ※ 具体は担当で検討	3月	各部会の活動の進捗を確認しながら、障害福祉計画で挙げられている地域課題に対して、どこまで議論を進めることができているかモニタリングをしていきます。	同左	同左	

2022～2023/事業計画（基幹相談支援センター）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		基幹相談支援センター			
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・「横須賀市 暮らしの支援協議会の役割の明確化」 ・横須賀市内の相談体制（三層構造）の推進と構築 ・人材確保と育成 			
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。 ・基幹相談支援センターとして、支援者支援や権利擁護の推進、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）に関する取り組みます。また、横須賀市内の相談支援体制（三層構造）の構築と機能の推進に取り組みます。 			
計画 ※ 具体は担当で検討		時期	達成目標（案）		
			第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		
			第7期…（第3期…）		
		1年目	2年目	3年目	
アセスメント	3月	・ケアマネジメントのプロセスを意識した協議会運営。 ・相談支援事業所等の現状の共有と、目指す方向性の共有。 ・所属組織以外と関わりの少ない支援者とも、一緒に考える機会を作る。	同左	・横須賀市の相談支援体制の推進	
プランニング					
インターベンション	4月				
モニタリング	10月				
エバリュエーション	2月				
取り組み内容 ※ 具体は担当で検討		3月	事務局として、活発な協議会運営のため、協議会全体のナビゲートを行うとともに、各部会長や副部会長の進行補助を行います。 相談支援事業所全体会や地域会議において、各相談支援事業所や相談支援専門員の実践状況の共有化を行いながら、困難ケースを抱える相談支援専門員が孤立しないような体制の構築を図ります。 相談支援を必要とする障害者がどこかに相談できるような体制を目指していくことの共有を行うとともに、三層構造の中での具体的なイメージを構築していきます。 これまで会議等に参加してこなかった現場の支援者が、他事業所での取り組みを知る機会を設定し、日々の実践に取り入れられる情報の相互共有を図ります。	協議会は、今期でエバリュエーションしていく。 三層構造の中での、障害者の相談イメージを醸造していくため、相談支援事業所だけでなく、法人への説明を行う。 現場の支援者の実践内容から見えてくる地域課題を整理し、次年度以降の協議会へつなげていきます。	1年目、2年目を踏まえて、相談支援体制の推進を行っていく。

横須賀市 障害者基幹相談支援センター 活動スケジュール (案)

資料 2-2

年度	月	総合的・専門的な相談	協議会 ★全体会 ■実務者運営会議 ●基幹意見検討会	相談支援体制の 推進と構築 (協議会 相談支援部会等を含む)	地域の支援機関等との 連携強化 (協議会 専門部会を含む)	支援者支援	人材育成の支援	地域移行・地域定着 促進のための取組	権利擁護・虐待の防止
令和3年度	3月		★第2回全体会				・主催研修会 3月11日(金)		
令和4年度	随時	・ケースワーク業務		・サポートセンター会議		・ケースワーク業務 ・専門的コンサルテーション事業		・ケースワーク業務	・成年後見センター業務 (専門職派遣、市長申立て、 申立てにあたっての調整) ・虐待防止センターとの連携
	適時			・各事業所の現状や目指す方向性の共有 ・現状を踏まえた上での具体的なイメージづくり	・圏域自立支援協議会 ・基幹相談支援センター連絡会 ・地域包括支援センター情報交換会			・精神障害保健福祉連絡協議会	
	4月								
	5月			■第1回相談支援部会(5/18)					
	6月		★第1回全体会(6/30) 協議会活動計画(案)の説明	★第1回相談支援事業所全体会(6/15)	・第1回在宅支援(6/2) ・第1回移動(6/13) ・第1回くらし(6/13) ・第1回地域生活支援拠点等(6/14) ・第1回こども(6/27)				
	7月			●第1回地域会議(5グループ)	・第2回移動(7/11) ・第2回くらし(7/11) ・第2回地域生活支援拠点等(7/14)		・実践報告会(仮)		
	8月		■第1回実務者運営会議 各専門部会の活動確認 ●基幹相談支援センター意見検討		・第2回在宅支援(8/2) ・第2回こども ・第3回地域生活支援拠点等				
	9月			■第2回相談支援部会	・第3回在宅支援 ・第4回地域生活支援拠点等				
	10月			●第2回地域会議(5グループ)	・第3回こども ・第3回くらし ・第3回移動 ・第5回地域生活支援拠点等		・実践報告会(仮)		
	11月		■第2回実務者運営会議 各専門部会の活動確認		・第4回在宅支援 ・第6回地域生活支援拠点等				
	12月			■第3回相談支援部会	・第4回移動支援部会 ・第7回地域生活支援拠点等				
	1月				・第4回こども ・第4回くらし ・第5回在宅支援 ・第8回地域生活支援拠点等		・主催研修会(仮)		
	2月		■第3回実務者運営会議 各専門部会の活動確認 ●基幹相談支援センター意見検討		★第2回相談支援事業所全体会	・第9回地域生活支援拠点等			
3月			★第2回全体会 令和4年度の協議会活動報告		・第6回在宅支援				

令和4年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」全体会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考(その他所属事業所等)	
1	障害当事者	特定非営利活動法人 たけのこ会	理事長	川島 美行		
2	障害当事者	横須賀・三浦作業所連絡会		田村 晃		
3	障害当事者	神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会		今野 宏樹		
4	圏域自立支援協議会	横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会	会長	岸川 学	神奈川県立保健福祉大学	
5	福祉サービス事業者及び支援団体連絡会等	横須賀市障害関係施設協議会	会長	高谷 信好	社会福祉法人誠心会 茜洋舎	
6		神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック	会員	中村 玲子	特定非営利活動法人 はまゆう	
7		横須賀・三浦作業所連絡会	会長	海原 泰江	社会福祉法人 あまね	
8		横須賀市障害者団体連絡協議会	会長	大武 勲		
9		「福祉のまちづくりを進める市民委員会」実行委員会	委員	五本木 愛	一般社団法人 sukasuka-ippo	
10		横須賀市障害者施策検討連絡会	代表	市川 成子		
11		横須賀グループホーム連絡会	会長	浅羽 昭子		
12		放課後等デイサービス事業所連絡会	会長	伊藤 綾季子	社会福祉法人海風会 こどもひろば	
13		横須賀しょうがい居宅・移動協議会	委員	岩崎 重次	ライフライン介護事業所	
14		横須賀市立福祉支援センター	施設長	五十嵐 裕		
15		よこすかヘルパーステーション	管理者	山口 里美		
16		教育関係機関	神奈川県立武山養護学校	支援グループ総括教諭	山崎 永子	
17			神奈川県立岩戸養護学校	支援連携グループ長	守屋 恵子	
18			筑波大学附属久里浜特別支援学校		調整中	
19			横須賀市立養護学校	校長	富澤 真由美	
20	療育関係機関	横須賀市療育相談センター	所長	広瀬 宏之		
21	地域福祉関係機関	横須賀市社会福祉協議会		松尾 和浩		
22		横須賀市民生委員児童委員協議会	副会長	玉泉 隆治		
23		横須賀市障害福祉相談員連絡会		調整中		
24		横須賀市地域包括支援センター	代表	瀧澤 陽平	久里浜包括支援センター	
25	就労関係機関	よこすか就労援助センター	施設長	大川 佳久		
26		横須賀商工会議所	事務局長・総務渉外課長	工藤 幸久		
27	医療関係機関	医師会	理事	佐藤 真紀子	フロムワン付属診療所	
28		訪問看護協会		庄子 泰輝	かのん訪問看護リハビリステーション追浜	
29	警察	田浦警察署	生活安全課長	渡邊 春彦		
30		横須賀警察署	生活安全課長	渡辺 浩義		
31		浦賀警察署	生活安全課長	金原 健一郎		
32	行政関係機関	神奈川県鎌倉保険福祉事務所保健福祉課	保健福祉部長	近内 美乃里		
33	消防	横須賀市消防局救急課	課長	岸 信明		
34	行政関係機関	教育委員会事務局学校教育部支援教育課	課長	小谷 亜弓		
35		民生局子ども家庭支援センター児童相談課	課長	山田 正明		
36		民生局健康部保健所保健予防課	課長	小菅 俊彦		
37		民生局福祉子ども部障害福祉課	課長	佐藤 洋志		

1	事務局	民生局福祉子ども部地域福祉課	課長	藤崎 啓造
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター(横須賀市民生局福祉子ども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹
3		横須賀市障害者基幹相談支援センター(横須賀市民生局福祉子ども部地域福祉課)	担当者	金子 実央

令和4年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」 実務者運営会議 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	全体会 委員	神奈川県立保健福祉大学	講師	岸川 学	会長
2	全体会 委員	社会福祉法人あまね	理事長	海原 泰江	副会長
3	こども支援部会 会長	こどもひろば風	センター長	伊藤 綾季子	
4	こども支援部会 副会長	横須賀市療育相談センター	地域生活支援課長	山邊 陽子	
5	こども支援部会 副会長	社会福祉法人清光会	副理事長	松田 美由紀	
6	くらしの支援部会 会長	社会福祉法人みなと舎	総合施設長	森下 浩明	
7	くらしの支援部会 副会長			酒井 裕樹彦	
8	在宅支援部会 会長	ぴーす・とーく障害者相談サポートセンター	施設長	武藤 弘	
9	在宅支援部会 副会長	田浦障害者相談サポートセンター	管理者	永瀬 有希子	
10	相談支援部会 会長	衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」	管理者	岸川 江利子	
11	相談支援部会 副会長	海風会相談支援センター	センター長	山崎 辰夫	
12	地域生活支援拠点等部会 会長	神奈川県立保健福祉大学		(岸川 学)	
13	地域生活支援拠点等部会 副会長	田浦障害者相談サポートセンター	相談支援専門員	金子 将大	
14	移動支援部会 会長	社会福祉法人みなと舎	総合施設長	(森下 浩明)	
15	移動支援部会 副会長	久里浜障害者支援センター ゆんるり	センター長	北岡 岳人	

1	事務局	民生局福祉こども部 地域福祉課	課長	藤崎 啓造
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹
3		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	担当者	金子 実央




2022～2023/事業計画（こども支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		こども支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携体制の構築（トライアングルプロジェクトを含む） ・障害受容期の課題抽出（行政関係との連携） ・障害福祉計画の検証 ・障 害児を取り巻く課題や情報の共有化		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携についてはワーキングチーム内で検討 ・医療的ケア児等に関しては「横須賀地域小児等在宅医療検討会」より報告を受ける ・専門分野：【当事者、幼保（未就学児）、療相、児童発達、学校、放デイ】 		
計画 ※ 具体は部会で 検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係者の相互理解 ・課題の抽出 ・課題の共通化と共通認識 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係者の相互理解 ・課題の抽出 ・課題の共通化と共通認識 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体制の構築 ・次期3年間計画の検討、提案
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で 検討	3月	<p>【連携構築】 家庭・学校・福祉のトライアングルプロジェクトの推進 ⇒特に教育と福祉の連携については、相互理解の促進、情報共有の必要性を認識し合い協働できるようにしていく</p> <p>モデル事業化 ⇒家庭・学校に協力を依頼し、課題抽出から解決へ三者で取り組み成功事例を作り出していく。（その際、武山養護の教育相談も活用していかると良い）</p> <p>家庭・学校・福祉それぞれへの周知方法を検討。</p>	<p>【システムづくり】 教育・福祉課職員の障がい児理解を深め、障がい児とその家族を支えるための研修システムの構築 ⇒場所や人材協力等は要検討</p> <p>【保護者支援】 障がい受容期や、相談機関につながる前などの保護者支援の選択肢を増やす ⇒愛ランドの活用 ⇒先輩ママが保護者の話を聞く、アドバイス等ができる場所づくり ⇒持続可能な場所 ⇒必要な支援を行える機関へつなぐ</p>	

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 活動スケジュール（案）

資料 3-2

年度	月	全体会	実務者運営会議	子ども支援部会
令和4年度	4月	・委員推薦依頼の送付		・委員推薦依頼の送付 (部会長・副部会長他で協議)
	5月			(部会長・副部会長他で協議)
	6月	★第1回 6/30 ・新委員へ協議会活動計画（案）の説明		第1回子ども支援部会 6/27 ・部会の方針と計画の確認
	7月			第2回子ども支援部会
	8月		★第1回 ・各専門部会の活動確認	
	9月			
	10月			第3回子ども支援部会
	11月		★第2回 ・各専門部会の活動確認	
	12月			
	1月			第4回子ども支援部会
	2月		★第3回 ・各専門部会の活動確認	 (次年度に向けての方針検討)
	3月	★第2回 ・令和4年度の協議会活動報告		

令和 4 年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」こども支援部会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	児童通所系サービス事業所	こどもひろば風	センター長	伊藤 綾季子	会長
2	障害児相談支援事業所	横須賀市療育相談センター	地域生活支援課長	山邊 陽子	副会長
3	児童通所系サービス事業所	希望のひかり	管理者	松田 美由紀	副会長
4	児童通所系サービス事業所	放課後等デイサービスきりんグループ	管理職	石川 彰子	
5	児童通所系サービス事業所	W I S H	管理者	小谷田 啓子	
6	当事者家族	障害者施策検討連絡会 教育分科会	代表	市川 成子	
7	当事者家族	障害者施策検討連絡会 教育分科会	委員	五本木 愛	
8	学識	横須賀市立総合高校	非常勤講師	伊藤 大郎	
9	教育関係機関	神奈川県立武山養護学校	支援グループ総括教諭	山崎 永子	
10	教育関係機関	神奈川県立岩戸養護学校	支援連携グループ長	守屋 恵子	
11	教育関係機関	横須賀市立養護学校	支援部統括教諭	井上 恵子	
12	教育関係機関	筑波大学附属久里浜特別支援学校	幼稚部主事	石川 千尋	
13	行政関係機関	南健康福祉センター	主任	大杉 篤子	
14	行政関係機関	民生局こども家庭支援センター 児童相談課	課長補佐	綿引 智子	
15	行政関係機関	教育委員会事務局学校教育部 支援教育課	指導主事	平本 玲子	
16	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	係長	松上 剛	

1	事務局	横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	担当者	金子 実央

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		くらしの支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する社会資源の不足。 ・重度障害者（行動障害、医療的ケアを含む）の暮らしの支援体制が不十分。 ・職員の支援力の強化（質の向上） 		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者（行動障害、医療的ケアを含む）の暮らしの課題について協議し、暮らしの広がりにつなげます。 ・専門分野：【入所、GH、短期入所、地域移行、地域定着、自立生活援助】 		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの現状実態把握 ・課題の抽出 ・課題の共有化 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・課題解決のための検討と提案 ・次期3年間計画検討、提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	<p>①【課題抽出調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の「障害者支援施設」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ・「医療機関から地域移行等」を進める上での現状での課題の抽出 →想定されることは ・「共同生活援助（グループホーム）」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ・「暮らしに関して在宅生活」で起こっている課題の抽出 →想定されることは <p>②【課題解決策の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> →具体的内容の絞り込み <p>③【制度・政策・具他の提案等】</p> <ul style="list-style-type: none"> →福祉計画への意見出し <p>④【福祉計画に関するモニタリングとアセスメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> →福祉計画への意見出し 		

年度	月	全体会	実務者運営会議	くらしの支援部会
令和4年度	4月	・委員推薦依頼の送付		・委員推薦依頼の送付 (部会長・副部会長での協議)
	5月			(部会長・副部会長での協議)
	6月	★第1回 6/30 ・新委員へ協議会活動計画（案）の説明		第1回くらしの支援部会 6/13 ・部会の方針と計画の確認 ・調査チームの編成
	7月			第2回くらしの支援部会 7/11 ・調査内容の確認
	8月		★第1回 ・各専門部会の活動確認	↔
	9月			(調査集計)
	10月			第3回くらしの支援部会 ・調査等の評価 ・課題の整理と意見交換
	11月		★第2回 ・各専門部会の活動確認	↔
	12月			(Webでの意見交換)
	1月			第4回くらしの支援部会 ・新課題の整理と評価（中間まとめ）
	2月		★第3回 ・各専門部会の活動確認	↔ (次年度に向けての方針検討)
	3月	★第2回 ・令和4年度の協議会活動報告		

令和4年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」くらしの支援部会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	相談支援事業所	支援センターライフゆう	管理者	森下 浩明	会長
2	障害者支援施設	三浦しらとり園	地域支援課長	酒井 裕樹彦	副会長
3	障害者支援施設(身障)	シャローム浦上台	施設長	近藤 勝利	
4	障害者支援施設(知的)	清光ホーム	施設長	梶山 卓也	
5	短期入所事業所	Peace Color	総合施設長	松田 美由紀	
6	共同生活援助事業	グループホーム連絡会	すまいる管理者	重城 真知子	
7	共同生活援助事業	海風ヘルパーセンター	管理者	中村 知輝	
8	自立生活援助事業	TRUE COLOR	地域支援員	重野 美奈子	
9	相談支援部会代表	チームブルーよこすか障害者相談サ ポートセンター	管理者	鈴木 香織	
10	障害者施策検討連絡会	横須賀の福祉を推める会		石田 恭子	
11	精神障害関係(医療)	福井記念病院	精神保健福祉士	興津 純	
12	行政関係機関	民生局福祉こども部 地域福祉課	課長補佐	八橋 貴樹	
13	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	係長	中村 富美子	
14	行政関係機関	民生局健康部 保健所保健予防課	主査	大内 泰之	
15	行政関係機関	民生局健康部 保健所保健予防課	主任	木俣 宏美	

1	事務局	横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	主任	栗原 崇

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		在宅支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の必要性の高さに対し、対応事業所が少ない。 ・在宅生活及び自立生活のための支援体制が不十分。 ・在宅支援部会を通して福祉の横断的な連携構築の先駆けとする。 ・在宅生活の可能性を追求する。 		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の推進を図るとともに、その基盤となる社会資源の広がりにつなげます。また、今後の地域課題解決につなげます。 ・専門分野：【居宅介護・重度訪問介護・訪問看護・地域生活支援事業等】 ・40,65歳介護保険移行問題を通して在宅生活の課題と可能性を探ると共に「介保移行がトライン(案)」を作成し、利用者への還元を図る。 		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活の現状実態把握 ・課題の抽出 ・課題の共有化 ・障害福祉計画モニタリング ・「介保移行がトライン(案)作成」*次年度継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・課題解決のための検討と提案 ・「介保移行がトライン(案)作成及び広報」*前年度継続作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・ガイトライン(案)のモニタリング及び評価と広報活動 ・2年間の活動の総括とこれをベースにした新たな活動方針・次期3年間計画検討、提案策定
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	<p>1. 制度間（障害、介護保険）の連携を構築し、その連携構築の中で在宅サービスの問題点を抽出する。 *第一番目の連携として障害と介護保険の連携を取り上げる。連携構築のテーマとして支援の不連続「障害から介護保険移行（40、65歳）問題」を取り上げる。 *実際に発生した移行案件を整理し、移行前（40、65歳未満）と移行後の利用サービスを比較検証することにより、それぞれのサービスの違いや利用上の問題点等を抽出する。 *実際に発生する移行案件を利用者・支援者等の同意協力のもとモデルケースとして取り上げ当部会が側面サポートする中で課題を探る。 *移行の事例及びモデルケースを検証することから「利用者にとって、負担がなく安心できる移行」はどうあるべきか？を検討する。 *この検討結果を「障害・介護保険移行ガイドライン(案)」として纏める（次年度に作業継続）。</p> <p>2. 補助活動 映画「道草（*）」の上映会開催。 *行動障害を持つ重度知的障害者が重度訪問介護を使って地域で独居生活を送る姿を記録した映画。 *在宅生活の可能性を関係者で共有し、現実的に在宅を広げ定着させるための教材として取り上げたい。 *コロナの感染状況を見ながら上映企画を進める。</p> <p>1. 前年度の成果物「障害・介護保険移行ガイドライン(案)（以下、ガイドライン）」を纏め（作業完了）る。 *関係者からのヒアリング等を行い素案の見直し、修正を行う。 *その活用方法を検討し、関係者（利用者、行政、事業所）間で共有する。 2. ガイドラインの広報活動を行う。 *広報活動を通じて新たな連携を模索する。 3. これまでの活動を通して見えてきた新たな課題を抽出し、「障害福祉計画」に対する意見として纏める（次年度継続）。 *ここで出てきた新たな課題から次年度の活動方針を検討する。</p> <p>1. ガイトライン(案)の利用についてモニタリングをし評価検討を行うと共に広報活動を実践する。 2. 前2年間の活動を総括し、「障害福祉計画」に対する意見（前年から継続）を最終案として纏める。 3. これまでの課題から導かれた新たな課題を基礎とし、次期3年間の活動方針の素案を作成し提案する。</p>		
		<p>◎本体活動とは別に「居宅ワーキンググループ」「通所ワーキンググループ」の基本構想を検討し、次年度以降、本部会とは独立した活動を目指す。</p>		

年度	月	全体会	実務者運営会議	在宅支援部会
令和4年度	4月	・委員推薦依頼の送付		・委員推薦依頼の送付
	5月			●第1回部会 6/2 ・現状在宅生活の課題について情報共有（各委員から提示）。 ・テーマ（障害介保移行）の説明し、スケジュールと方法を決定。 *ビフォーアフター（40、65歳）の事例をできるだけ多く収集⇒障害福祉課、介護保険課の協力⇒利用
	6月	★第1回 6/30 ・新委員へ協議会活動計画（案）の説明		
	7月			
	8月		★第1回 ・各専門部会の活動確認	●第2回部会 8/2 ・ビフォーアフター（40、65歳）の事例整理結果の検討（1回目） *前後の比較検討で障害と介護保険の違いや課題を確認する。 *個々の移行の課題や改善点を検討する。 *モデルケースを選定し、具体的な係わり方を検討
	9月			●第3回部会 ・ビフォーアフター（40、65歳）の事例整理結果の検討（2回目）。 ・モデルケース経過報告（2回目）と纏め。 ・ガイドライン作成方針の検討。
	10月			
	11月		★第2回 ・各専門部会の活動確認	●第4回部会 ・ガイドライン素案の作成方針の検討（2回目）と決定。 *「介護保険移行はどうあるべきか」という視点で議論し、移行問題以外の課題が出れば拾いあげる。
	12月			
	1月			●第5回部会 ・ガイドライン素案の開示、説明とこれに対する意見課題抽出。 *第4回同様に、意見の中で直接移行に関係ないものも課題として共有する。
	2月		★第3回 ・各専門部会の活動確認	
	3月	★第2回 ・令和4年度の協議会活動報告		●第6回部会 ・ガイドライン素案の検討と修正等に対する意見抽出。 ・「障害・介保移行ガイドライン（案）」として纏め作業に入る。

令和4年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」在宅支援部会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	相談支援事業所	ぴーす・とーく 障害者相談サポートセンター	施設長	武藤 弘	会長
2	相談支援事業所	田浦障害者相談サポートセンター	管理者	永瀬 有希子	副会長
3	民生委員	横須賀市民生委員児童委員協議会		調整中	
4	地域包括支援センター	西第二地域包括支援センター	管理者	鈴木 敬	
5	成年後見人	権利擁護センター ぱあとなあ神奈川	社会福祉士	福田 知弘	
6	居宅介護支援	けいすいケアセンター北久里浜	管理者	川嶋 真由美	
7	訪問看護	有限会社かしこ	代表取締役	門原 裕子	
8	就労関係	よこすか就労援助センター	副施設長	秋元 孝誠	
9	居宅介護事業所	聖隷ヘルパーステーション横須賀	管理者	調整中	
10	居宅介護事業所	ケアステーション杏の実	管理者	反町 三紀子	
11	訪問入浴	スマイル横須賀	管理者	下地 和	
12	障害当事者			須田 有美	
13	障害当事者			満崎 良枝	
14	障害当事者			土井 勝美	
15	障害当事者			木村 尚之	
16	あんしんセンター	よこすかあんしんセンター	主査	毛受 稔	
17	生活介護事業所	田浦障害者デイサービスセンター	生活支援員	三浦 ふみ子	
18	生活介護事業所	生活介護WiSH	代表	小谷田 啓子	
19	行政関係機関	民生局福祉こども部 介護保険課	給付係 係長	茂木 奈々	
20	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	システム担当主査	山村 恭之	




1	事務局	横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	主任	打越 亜紗子

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		相談支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な個別課題への対応と解決。 ・支援者（相談員含む）同士が地域で「顔の見える関係」の構築。（フットワーク&ネットワーク作り） ・困難ケースの課題解決のための仕組み作り 		
方針		地域別会議等で検討された個別課題を集約し、様々な関係者で共有化を図り、地域課題として取り上げが必要な内容については基幹相談支援センターと協議します。 ※ 5つ委託相談支援センターを中心に「地域別会議等」を定期的に行い、個別課題・地域課題の抽出と検討を行います。 ・専門分野：【相談支援等】		
計画 ※ 具体は部会で 検討	時期	達成目標(案)		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
		アセスメント プランニング インターベンション モニタリング エvaluエーション	3月 4月 10月 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・顔の見える関係作り（ネットワーク化） ・地区別会議の定着（フットワーク強化） ・相談支援専門員の質の向上（人材育成） ・共通課題の抽出
取り組み内容 ※ 具体は部会で 検討	3月	①地域別会議 目的：顔の見える関係を作る 方法：各地域別5グループに別れて、事例検討会を実施する。（2ヶ月間で1～2回程度）ファシリテーターはサポートセンター職員が行う。場所提供・記録はグループメンバーで協力して行う。 ②個別課題別会議 ケースワークを行政機関と相談支援事業所の連携を図り、課題について共通認識を持つ。	①地域別会議 目的：地域全体を意識して事例検討を行う ②個別課題別会議 事例から見える地域課題を具体化し障害福祉計画に反映してもらうための整理を行う。	①地域別会議 目的：事例から見える課題について検討し、課題解決に向けて提案を行う。 ②個別課題別会議 事例から見える課題整理と共に、地域の相談支援のスキルアップについての企画を行う。

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 活動スケジュール（案）

資料 6-2

年度	月	全体会	実務者運営会議	相談支援部会	
令和4年度	4月	・委員推薦依頼の送付		・委員推薦依頼の送付	
	5月			部会① 5/18 メンバー顔合わせ 部会主旨説明	
	6月	★第1回 6/30 ・新委員へ協議会活動計画（案）の説明		相談支援事業所全体会 6/15 全体顔合わせ 事例検討会説明 研修	
	7月			(地域別事例検討会 1～2回)	
	8月		★第1回 ・各専門部会の活動確認		
	9月			部会②当事者スピーチ 事例課題整理	
	10月			(地域別事例検討会 1～2回)	
	11月		★第2回 ・各専門部会の活動確認		
	12月			部会③当事者スピーチ 事例課題整理	
	1月				
	2月		★第3回 ・各専門部会の活動確認		相談支援事業所全体会 今年度の課題整理 結果を報告 研修
	3月	★第2回 ・令和4年度の協議会活動報告			



令和4年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」相談支援部会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	委託相談支援事業所	衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」	管理者	岸川 江利子	会長
2	指定相談支援事業所	海風会相談支援センター	管理者	山崎 辰夫	副会長
3	委託相談支援事業所	久里浜障害者支援センターゆんるり	管理者	北岡 岳人	
4	委託相談支援事業所	田浦障害者相談サポートセンター	管理者	永瀬 有希子	
5	委託相談支援事業所	チームブルーよこすか 障害者相談サポートセンター	管理者	鈴木 香織	
6	委託相談支援事業所	ぴーす・とーく 障害者相談サポートセンター	相談支援専門員	土橋 真也	
7	委託相談支援事業所	衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」	相談支援専門員	林 奈穂子	
8	行政関係機関	民生局こども家庭支援センター 児童相談課		桑原 珠美	
9	行政関係機関	民生局健康部 保健所保健予防課	主査	大内 泰之	
10	行政関係機関	民生局健康部 保健所保健予防課	主任	田杭 美穂	
11	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	係長	松上 剛	
12	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	主任	舘野 渚	
13	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	主任	佐野 博昭	
14	基幹相談支援センター	横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)		金子 実央	

1	事務局	民生局福祉こども部 地域福祉課	課長	藤崎 啓造
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		移動支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用がニーズにマッチしていない。 ・事業所の不足、人材の不足。 ・障害児者の社会参加の推進。 		
方針		<p>「移動支援」については、多くの課題が挙げられており、実務者運営会議の中に特別部会として位置付け、現状分析（評価）を行うとともに課題解決について協議します。 【移動支援、行動援護、重度訪問介護】</p>		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・現状評価（調査） ・課題の抽出 ・他市との比較検討 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・新たな制度内容及び支援内容提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度及び支援内容絵の移行
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	<p>①【移動支援の課題の整理】 →今までの課題の整理と再確認 →現状調査（課題の再整理） →現在の制度の検証（ニーズとのミスマッチ）</p> <p>②【新たな制度提案に向けての検討】 →多角的な検討 →他市の取り組みの検証</p> <p>③【移動支援等のガイドライン作成】 →具体的項目や内容の検討</p> <p>④【福祉計画のアセスメントとモニタリング】 →意見出し</p>		

年度	月	全体会	実務者運営会議	移動支援部会
令和4年度	4月	・委員推薦依頼の送付		・委員推薦依頼の送付
	5月			(部会長・副部会長での協議)
	6月	★第1回 6/30 ・新委員へ協議会活動計画（案）の説明		第1回移動支援部会 6/13 ・部会の方針と計画の確認 ・課題の整理
	7月			第2回移動支援部会 7/11 ・調査内容の確認
	8月		★第1回 ・各専門部会の活動確認	
	9月			(調査集計)
	10月			第3回移動支援部会 ・調査等の評価 ・新制度へ向けての意見交換
	11月		★第2回 ・各専門部会の活動確認	
	12月			第4回移動支援部会 ・新制度に向けての意見交換（中間まとめ）
	1月			(Web活用での意見交換)
	2月		★第3回 ・各専門部会の活動確認	 (骨子案の整理とまとめ)
	3月	★第2回 ・令和4年度の協議会活動報告		

令和4年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」移動支援部会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	相談支援事業所	社会福祉法人みなと舎	総合施設長	森下 浩明	会長
2	相談支援事業所	久里浜障害者支援センターゆんるり	センター長	北岡 岳人	副会長
3	移動支援事業所	あまね支援センター	管理者	藁谷 文	
4	行動援護事業所	ぴーすけあ・ホームヘルプセンター	管理者	丸岡 篤司	
5	同行援護事業所	よこすかヘルパーステーション	相談支援専門員	平田 千代子	
6	相談支援部会代表	ぴーす・とーく 障害者相談サポートセンター	主席相談員	土橋 真也	
7	横須賀市療育相談センター	地域生活支援課	主任	和田 悦子	
8	通所事業所関係者	横須賀基督教社会館 障害福祉部	管理者	永瀬 有希子	
9	当事者・家族	横須賀市障害者施策検討連絡会		本間 麻衣	
10	当事者・家族	横須賀市障害者施策検討連絡会		五本木 愛	
11	当事者・家族	横須賀市障害者施策検討連絡会		宮浦 めぐみ	
12	当事者・家族	横須賀市障害者施策検討連絡会		山内 暁江	
13	当事者・家族	横須賀市障害者施策検討連絡会		根岸 晴美	
14	当事者・家族	横須賀市障害者施策検討連絡会		熊谷 美恵子	
15	当事者・家族	NPO法人たけのこ会		佐田 頼秋	
16	特別支援学校	神奈川県立武山養護学校	支援グループ総括 教諭	山崎 永子	
17	特別支援学校	神奈川県立岩戸養護学校	支援連携グループ 長	守屋 恵子	
18	教育委員会	教育委員会事務局 学校教育部支援教育課	主査指導主事	三浦 千夏	
19	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	主査	山村 恭之	
20	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	主任	長谷川 勝朗	
21	基幹相談支援センター	横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	主査	八橋 貴樹	

1	事務局	民生局福祉こども部 地域福祉課	課長	藤崎 啓造
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹

2022～2023/事業計画（地域生活支援拠点等部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		地域生活支援拠点等部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を継続するための、総合的な支援。（含む理解の促進） ・障害の重度化、高齢化（ご家族含む）に対する地域生活支援体制の構築（面的整備） 		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市内に障害福祉計画で定められている「地域生活支援拠点等事業」を面的整備として構築するため、今期は、実務者運営会議の中に取り入れ、集中的に行政とともに協議します。 ・専門分野：【家族・本人・地域生活サポート、福祉サービス等】 		
計画 ※ 具体は部会で 検討		達成目標(案)		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目（R4）	2年目（R5）	3年目（R6）
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等事業」の具体的内容の検討。 ・「⑤地域の体制づくり」の場とし、以下の取り組み内容をもとに協議会での「地域生活支援拠点等」の概念を示せるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等事業」の設置（実施） ・協議会で提出した概念をもとに登録制度案を提出できるようにします。 ・次期障害福祉計画への意見表出、次年度以降の計画も進捗に応じて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等事業」の周知・修正 ・研修会を開催し、地域生活支援拠点等の登録制度案の周知と参加者からの意見収集。登録制度案の修正を行います。 ・並行し関係する支援機関への協力を依頼していきます。
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で 検討		3月	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度を整備していくにあたり、対象として考えられる利用者・家族の抱える課題、関係支援者への依頼方法など、既存のフォーマットながら実際に活用できる登録制度案を作成します。 ・一度、実務者運営会議・全体会に提出し、意見を募ります。下半期で募った意見をもとに修正をかけて年度末に再度提出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会で設定した概念・登録制度案をもとに地域生活支援拠点に関する研修会を基幹相談支援センターと開催する。主な発信内容は「厚生労働省や他市町村の状況について説明」「地域生活支援拠点：横須賀版の概念・登録制度の説明」「参加者（当事者・家族・支援者）から登録制（ハイリスクの定義、登録の手続きやフォーマット紙、関係支援者間での依頼方法）について意見をもらう。（情報発信・収集） ・研修機会でも得られた意見をもとに横須賀市版の①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門人材の確保・養成を実現可能な順から体制整備に向けて協力機関を募っていく。

年度	月	全体会	実務者運営会議	地域生活支援拠点等部会
令和4年度	4月	・委員推薦依頼の送付		・委員推薦依頼の送付
	5月			
	6月	★第1回 6/30 ・新委員へ協議会活動計画（案）の説明		6/14 ・顔合わせ ・会議主旨の説明と今後の予定の説明 ・スケジュールと達成目標の共有・意見交換
	7月			7/14 ・地域生活支援拠点等の情報共有 ・利用者・家族から地域生活支援拠点等に求める課題や希望の意見交換。 ・実務者運営会議に報告準備。
	8月		★第1回 ・各専門部会の活動確認	⇔ ・実務者運営会議での意見を委員に報告・共有。 ・近隣市町村の実践状況などを情報収集。
	9月			・横須賀市内で実際に面的整備に近い支援に取り組んでいるケースの経過などを援助技術面から集約。
	10月			・実際に地域生活支援拠点等に近い支援に取り組んでいるケースの経過などを援助技術面から集約。 ・実務者運営会議に報告準備。
	11月		★第2回 ・各専門部会の活動確認	⇔ ・実務者運営会議での意見を委員に報告。 ・地域生活支援拠点等の協議会へ提案する概念を検討していく。
	12月			・地域生活支援拠点等の協議会へ提案する概念を検討していく。
	1月			・地域生活支援拠点等の協議会へ提案する概念を検討していく。 ・実務者運営会議へ報告準備
	2月		★第3回 ・各専門部会の活動確認	⇔ ・実務者運営会議の報告・意見をもとに最終版を全体会への提出に向け修正し再度提出。
	3月	★第2回 ・令和4年度の協議会活動報告		

令和 4 年度「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」地域生活支援拠点等部会 委員名簿

	区分	所属名	役職	氏名 (敬称略)	備考
1	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学	講師	岸川 学	会長
2	相談支援事業所	田浦障害者相談サポートセンター	相談支援専門員	金子 将大	副会長
3	当事者・家族	横須賀の福祉を推める会	理事	市川 成子	
4	委託相談支援事業所	チームブルーよこすか 障害者相談サポートセンター	管理者	鈴木 香織	
5	指定特定相談支援事業所	海風会相談支援センター	課長	永宮 真由美	
6	短期入所事業所	三浦しらとり園	ケースワーカー	日比野 弘毅	
7	ヘルパー事業所	湘南ケアセンター ホームヘルプ事業所	サービス提供責任者	向吉 純子	
8	ヘルパー事業所	よこすかヘルパーステーション	相談支援専門員 (サービス提供責任者 兼務)	芝崎 亜希	
9	グループホーム	せせらぎ	グループホーム管理 者	鈴木 加奈代	
10	生活介護事業所	W i S H	管理者	小谷田 啓子	
11	生活介護事業所	横須賀市立福祉援護センター 第 2 かがみ田苑	地域移行支援員	林 美智子	
12	生活介護事業所	わたげ	主任支援職員	海江田 笑子	
13	行政関係機関	民生局福祉こども部 障害福祉課	係長	細山 正史	
14	基幹相談支援センター	横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	主査	八橋 貴樹	

1	事務局	民生局福祉こども部 地域福祉課	課長	藤崎 啓造
2		横須賀市障害者基幹相談支援センター (横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課)	課長補佐	八橋 貴樹

障害者相談サポートセンター

障害のある方、そのご家族等を対象に、障害福祉サービス等の情報提供、日常生活の相談、ケア会議の実施、専門機関等の紹介を行っています。

また、仲間づくりや日中活動の場を提供するサポートセンターもあります。

名称	住所	連絡先	開所日・時間	担当地区
チームブルーよこすか 障害者相談 サポートセンター	〒238-0011 米が浜通 1-4 Flos 横須賀 601 号室	TEL 874-8407 FAX 874-9150	月～土 9:00～17:00 ※日中活動あり 10:00～16:00	本庁 大津
田浦障害者相談 サポートセンター	〒237-0075 田浦町 2-80-1	TEL 861-9792 FAX 861-9767	月～土 10:00～18:00	追浜 田浦 逸見
久里浜障害者支援センター ゆんるり	〒239-0831 久里浜 4-2-4 リハ・サイト 久里浜 1F	TEL 838-4616 FAX 838-4617	月～金、日 9:30～17:30 ※日中活動あり 9:30～15:30	浦賀 久里浜
衣笠障害者相談 サポートセンター 相談室 あすなろ	〒238-0022 公郷町 2-7-19	TEL 853-3415 FAX 854-8511	月～土 9:00～17:00	衣笠
ピース・とーく 障害者相談サポートセンター	〒238-0313 武 4-28-1 鈴木ビル 1 階	TEL 855-3555 FAX 855-3556	月～土 9:00～18:00	北下浦 西